コメント 権力分立と現代アメリカの「保守」

会 沢 恒

コメンテーターとしては最後になるので、むしろディスカッサントとして、いささか雑ぱくではあるが幾つかの論点の提示を試みる。もっとも、既に何人かのパネリストやコメンテーターによって言及された論点を繰り返す形になるかもしれない。

1 権力分立としてのアメリカ憲法体制

まず、宮川教授の問題設定に対し、中村民雄教授がアメリカ法の強靱さが示されたのではなかろうかというコメントを寄せていた。その点について同意見だ、というのが私の第一のコメントである。「トランプ」という固有名詞にどうしても捕らわれてしまうのだが、しかしそれはアメリカ「法」においてどのような位置づけにあるのだろうか。むしろ、権力分立原理が合衆国憲法のデザインの中核としてあり、各部門間の抑制と均衡が合衆国憲法の予定している憲法体制の要諦であるのだ、ということを改めて確認したい。

トランプといういささかエキセントリックな人物が非常に大きな権力を獲得してしまったわけだが、そのアクションに対しては司法部が待ったをかけている。あるいは議会のほうも、例えばオバマケアの改正法案はなかなか成立しないなど、現状は単純にトランプの言うがままになってはいない。こうした諸点はむしろ、権力の暴走を掣肘するようにデザインされた合衆国憲法が、予定された通り動作しているということを意味しており、そのように考えると、浮き足立つ必要はない、という見方も可能ではなかろうか。

あるいは安部教授の指摘されていた点だが、連邦レベルでの問題解決に限界 のある場合には、州が全面に出てくるという局面もあり得、幾つかの実際の例 が挙げられていた。さらに付け加えれば、そうした政治体制の外側にある市民 社会それ自体のレジリエンスないしレジスタンスも見てとることもできよう。 安部教授の取り上げていたセクシュアル・マイノリティの問題系で言えば、確かに州の側に問題が返ってきて、その結果、保守的な州とリベラルな州とで対応に差が分かれてくることになる。しかし、トランプの副大統領であるペンスがインディアナ州知事であった際の、同性婚に対してネガティブなインパクトを及ぼし得る立法については、ビジネス界がインディアナ州を回避するというリアクションを見せた。ノースカロライナにおけるトランスジェンダーの問題についても同様の動きがあった。このように、市民社会の側が、権利保障を掘り崩すことに対して批判を返すという、ある種のレジリエンスも指摘に値しよう。

連邦対州という点に話を戻すと、秋葉教授から、オバマケア合憲判決(1)を 参照して、その中でロバーツが保守の立場から地雷を設置していたのではない か、そうした趣旨の論評があった。だが、そこでの法理の働き方はもう少し含 みがあるのではないか、ということを次に指摘したい。

この判決そのものは、連邦政府がそのような政策を実行しても構わない (may)、という判断だったわけだが、それに対して一定の制約を加えた。秋葉報告で強調されていたのとはまた別のポイントとして、同判決は、メディケイドの拡大に関連して、支出条項に基づく条件付けに制限を加えている。そのように連邦政府が行おうとすることに制約があるとすれば、ブーメランはすぐに戻ってき得る。例えば、トランプ政権が行おうとしているサンクチュアリ・シティに対する補助金取り上げについて、同判決に基づけば一定の制約があるはずだ、ということになる。

連邦政府に対する制約として提示されたものが、むしろトランプ政権の政策 実行を阻むトラップとして機能するかもしれないとすれば、連邦対州の関係 を、単純にリベラル対保守の関係と近似することはできないのではなかろう か、というのがここで指摘したい点である。

2 現代アメリカにおける「リベラル」対「保守」

同じく秋葉教授は報告の中で憲法思想の転換ということに言及しており、レッセフェール対ニューディール思想という対抗関係を提示していた。この対抗関係そのものについてというより、その転換が今起きているのか、ということについて、私見は若干異なる。むしろ、ニューディール・リベラル、ニューデ

⁽¹⁾ Nat'l Fed'n of Indep. Bus. v. Sebelius, 567 U.S. 519 (2012).

ィール・デモクラッツが隆盛を誇っていたのは1930年代から1960年代にかけてであり、60年代にはもう行き詰まりを見せていた。70年代の鍔迫り合いを経た後、1980年のレーガンの大統領当選は「レーガン革命」とも呼び習わされたのであって、アメリカの現代型保守というものは、既にその時点において政治の表舞台に登場していた。

ここ30~40年ほどのアメリカ政治の状況は、ニューディール的なるものが継続していると捉えるよりは、ニューディール・リベラルのほうがステータス・クオとしてあり、それに対する批判ないしチャレンジャーとして保守政治があった。そしてこれらがより巨視的に見て、ある種バランスを取っていた、あるいはもうちょっとダイナミックに一進一退を繰り返していた、そのように描写するのが適当なのではなかろうか。

ただ、そのように考えると、そこに言う「保守」とは何かということがさらに問題となり得る。「リベラル対保守」という対抗軸で考えると、どうしても「保守」というものが一枚岩に見えてしまう。しかし、現代アメリカの保守の内実が複数の構成要素から成っている、ということを改めて確認する必要があるう。一方で妊娠中絶や宗教等の社会的な論点に関心を寄せるソーシャル・コンサーバティブの立場があり、他方、より理念的なレベルで個人の自律・自主独立というものを強調する立場がある。さらに、後者とも若干重なる面もあるが、ビジネス保守というものもある。そのような複合的な要素から構成されていることから、例えば移民(労働者)に対する態度が典型であるが、政策領域次第で、一口に「保守」と言ってもサブ構成要素毎に関心の向け方は異なってき得る、ということは指摘に値しよう。

また別の視角として、一口に「保守」と呼ばれていながら、異なる性質ないしアプローチのものが混同されているのではないか、という点も指摘できよう。一つのアプローチとして、「保守」と呼ぶより「反動」と呼ぶほうが分かりやすいかもしれないが、過去のある特定の時点を理想化し、そのような「昔はよかった」とするタイプの「保守」がある。最高裁裁判官であればトマスが典型的だろうが、過去に対する憧憬を以て保守の中核とする、という立場が一方にあろう。

他方で、エドマンド・バーク流の保守と呼べるもの、すなわち変わっていく こと自体は否定し得ないにせよ、変化に際しては慎重に、漸進的に行くべき だ、という保守観があろう。

これらの見方の差異は、例えばオバマケアに対するリアクションに看取する

ことができた。前者の反動型保守の観点からすると、連邦政府が社会に介入 し、大きなプレゼンスを示して政策を実行していくということそれ自体が大い に警戒すべき事象だということになる。しかし、それがオバマケアへの批判の 中核だったのかと問えば、眉に唾を付ける必要があるのではないか。

むしろ、オバマケアに対しては、「保守」を自称する国民層は「俺の保険を奪うのか」と反発していた。しかしながら、その保険自体が実はメディケアであったりする。そう考えるとこのようなリアクションは、連邦政府が大きなプレゼンスを示すことへの原理的な批判というより、一定の連邦プログラムが社会に浸透していることを前提とした上で、自らを取り巻く状況が急激に変化する(ように思われる)ことに否定的な感覚を抱く、漸進型保守の立場として把握すべきではなかろうか。そしてこのことは、オバマケアの廃止がなかなか成立しない現在の状況とも整合的である。

さらに、「保守」の問題系と「権利」との関係についても確認が必要であろう。本シンポジウムの論調では、トランプ政権に交代したことで権利保障が掘り崩されている、あるいは保守が権利保障の水準を下げているというイメージで語られていたように思う。が、それは問題となる権利の種類による、ということは確認されるべきである。コンテクストによっては逆に、保守の側が強い権利とそれを擁護する強い司法を主張することもあり得る。本シンポの話題として取り上げられた中ではアファーマティブ・アクションがそうであるし、Citizens United 判決(2) を初めとする選挙資金規正の主題は言論の自由に基づいて規正の限界を画そうとしている。最も分かりやすいものとして、銃を持つ権利・武装する権利がある。さらには環境規制との関係における財産権保障等、保守の側が権利保障の水準を高めることを求める論点もあるのだ、ということは確認しなければならないだろう。

加えて、司法部なかんずく最高裁の役割という問題提起についてであるが、日本のとりわけ憲法学における、ヒーローとしての最高裁のイメージは、ウォーレン・コートのイメージをベースとしていると言える。しかし、アメリカ(憲) 法史を通時的に眺めていくと、むしろウォーレン・コートのほうが特殊な時期だったのではないか、そこをパラダイムとして考えると逆に見方を間違えるのではないか、とも考えられる。無論それはそれで、あの時代が興味深い時代であったという点には同意するが、それこそが「アメリカ法」かと問われ

⁽²⁾ Citizens United v. FEC, 558 U.S. 310 (2010).

ると一定の留保が必要であろう。

3 「ポピュリズム」と「マイノリティ」

また、各報告の中でポピュリズムという話題が提出されていた。トランプの大統領当選はそのようなポピュリズム的なるものの表出として把握されることもしばしばだが、また別の見方もできるのではなかろうか。確かに大統領の選挙人の数から見ると共和党の圧勝で地図は真っ赤に染まったわけだが、各州レベルの得票では実際には僅差であった。総得票数でも民主党の側が上回っている。そして特にスウィング・ステートの動向に影響したのは、ラストベルトにおけるプア・ホワイトであった。

本シンポジウムでもマイノリティの問題系が幾つかの局面で俎上に載せられていたが、では、ラストベルトのプア・ホワイトはマイノリティではないのか、周縁化された存在ではないのか、という論点は検討に値しよう。間違いなく彼らは、少なくとも主観的には社会から疎外されてきたと感じており、トランプはそこに刺さる選挙運動を展開して大統領に当選したのである。

本シンポジウムでは、ポピュリズム対理性、あるいはポピュリズム対法という対抗枠組みが立てられていたように思われるが、それではラストベルトのプア・ホワイトは忘れられていいのか、という問題提起は可能であろう。彼らをも包摂した形での、デモクラシーにおける新しい人民的基盤の再定義が求められているのではなかろうか。

4 既に起きていた動揺

そのような政治レベルの課題と憲法体制のあり方とは、分節をしなければいけないが、憲法レベルの話題としては、中村コメントが裁判官人事に着目していた。憲法体制の動揺という観点からすると、私見では、トランプの当選そのものよりは、その前の1年間に起きた事象のほうが重大であったと考えている。

オバマによる、スカリア後任の連邦最高裁裁判官候補としてのガーランドの指名を、連邦議会が1年弱、放置するという事態が2016年に起きた。その際、議会上院(の多数派を占める共和党)は、選挙が行われることは確定しているのだから、次の大統領(と議会)の選択を通じた人民の判断に委ねるべきだ、と主張した。ある意味、合衆国憲法の基本原理の一つである人民による支配に根拠を置いているとは言える。

これに対し、オバマと民主党の側としては、2期8年という大統領の任期を切り詰めるいわれはない、8年の任期中であればその大統領が指名できるはずだということで、ガーランドを指名し、しかしながらそれを議会上院は完全に棚晒しにした。無論これは、共和党の側から見ると賭けであったわけだが、蓋を開けてみれば、実際に賭けに勝った、ということになる。

この事象を一般化すれば、任期最終年の大統領は、裁判官人事(少なくとも最高裁裁判官の人事)ができない、という憲法的先例ができた形になる。次の機会(2020年ないし24年)に同様の裁判官の空席が生じたとして、仮にその時点で共和党の側が議会も押さえていて後任の任命に動くとすると、今回の行動との整合性が問われる。逆にその段階において民主党の側が多数派を占めているのだとすると、共和党大統領が指名する候補をすんなり承認するインセンティブは全くないということになり、二つ目の憲法的先例ができることになる。そのように考えると、我々は今、裁判官人事をめぐる新しい憲法習律の成立を見ていることになるのかもしれない。